



島根県報

令和6年10月11日（金）

第 5 5 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定（3件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（ ” ）	3

【公 告】

漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定による簡易代執行により除却した工 作物の保管	（水 産 課）	4
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	4

告 示

島根県告示第618号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市大社町鷺浦字小丸山742-2、字蛇バメ谷1089-1、1089-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第619号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市大社町鷺浦字勝尾木974、974-続1、字東大床992-1、字以下谷東平1056-1、1057-1、1058-1、1087-続1、字ヌタカタニ1087-1、1088-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第620号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市大社町鷺浦字龍761、762、763-1、763-4、字丸1090-1、1090-2、1091-2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第621号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安来市伯太町下十年畑660

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

伯太町下十年畑660（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条の2第4項の規定により命じた措置について、同条第5項の規定により漁港管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、当該車両を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該車両の保管に要した費用については、法第39条の2第10項の規定により、当該車両の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和6年10月11日

島根県知事 丸山達也

1 保管した車両の名称又は種類、形状及び数量

軽自動車 ダイハツ ミラ 島根41 え 62-21 1台

2 当該車両の放置されていた場所及び当該車両を除却した日時

(1) 場所

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字浦ノ谷67-8 漁具保管修理施設用地

(2) 日時

令和6年9月18日 13時56分

3 当該車両の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

令和6年9月18日 14時13分

(2) 場所

隠岐郡西ノ島町大字美田2124 (有) 隠岐車輛島前総合センター内

4 当該車両を返還するため必要な事項

(1) 当該車両の所有者、占有者その他車両について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示

(2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

隠岐支庁農林水産局総務企画部総務課 電話 08512-2-9665

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月11日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（3級及び4級基準点測量、路線測量及び現地測量）

2 作業期間

令和6年9月3日から令和7年2月3日まで

3 作業地域

松江市大草町地内